

地域経済循環創造事業交付金交付要綱  
(脱炭素社会実現に資する専門人材の招へいに関する事業)

第1条 通則

地域経済循環創造事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2条 目的

この交付金は、都道府県又は市区町村（以下「地方公共団体」という。）が、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会（以下「脱炭素社会」という。）の実現に資する専門性及び知見を有する人材（以下「専門人材」という。）を招へいする場合において、その招へいに要する経費の一部を支援することにより、地域における脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

第3条 交付対象

交付対象は、地方公共団体とする。

第4条 事業内容

バイオマス、風力、中小水力等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の事業化に向けた課題解決など、第2条の目的に基づき次の各号のいずれにも該当する専門人材を招へいし、当該地方公共団体において延べ5日以上勤務した場合に、当該地方公共団体が負担した謝金等について助成を行う。

- (1) 環境、エネルギー、金融等の専門分野において研究・職務経験等が豊富であること。
- (2) 脱炭素社会の実現に向けた地域の諸課題に対し、積極的な提言が可能であること。

第5条 交付対象経費

交付対象経費は、以下の表に掲げる経費とする。

謝金	脱炭素社会の実現に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために招へいした専門人材への謝金のうち、次条に定める交付限度額の2分の1の範囲内で総務省が必要と認める額
----	--

旅費	脱炭素社会の実現に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために招へいた専門人材への旅費のうち、次条に定める交付限度額の2分の1の範囲内で総務省が必要と認める額
その他諸経費	上記以外の経費で、専門人材が当該地域の脱炭素化に向けて必要となる知識、情報、意見等の交換、検討のために要した経費のうち、次条に定める交付限度額の2分の1の範囲内で総務省が必要と認める額

#### 第6条 交付限度額

国が地方公共団体に対して交付する交付金の額は、予算の範囲内において、交付対象経費（100万円を上限とする。）に2分の1を乗じて得た額を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 第7条 交付申請

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、別記様式第1号による交付申請書を総務大臣（以下「大臣」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

#### 第8条 交付決定

大臣は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、別記様式第2号による交付決定書により、地方公共団体に通知するものとする。

2 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### 第9条 申請の取下げ

交付決定通知を受けた地方公共団体は、前条の交付決定の内容に不服があるときには、交付金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに、別記様式第3号による申請取下書を大臣に提出するものとする。

#### 第10条 状況報告

地方公共団体は、大臣から要求があった場合は、事業の遂行状況について別記様式第4号による遂行状況報告書を提出するものとする。

#### 第11条 事業計画変更等の承認

地方公共団体は、次の各号の一に該当するときは、別記様式第5号による変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 専門人材の対象者の変更など交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、交付目的に変更をもたらさない軽微な変更を除く。
- (2) 交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

#### 第12条 実績報告

地方公共団体は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体は、事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに、前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

#### 第13条 交付金の額の確定

大臣は、交付対象事業に係る成果の報告書等の審査を行い、交付対象事業が交付金の決定内容に適合すると認めるときは、交付額を確定し、地方公共団体に別記様式第7号による交付額確定通知書を通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 大臣は、地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、別記様式第8号による交付金返還命令通知書により、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、大臣は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第14条 交付金の支払

大臣は、前条の規定により交付金の額を確定した後に交付金を支払うものとする。ただし、

必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第9号による交付金請求書を大臣に提出しなければならない。

#### 第15条 交付決定の取消し等

大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 地方公共団体が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合官邸
- (2) 地方公共団体が、交付金を交付対象事業以外の事業に使用した場合
- (3) 地方公共団体が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 交付対象事業者が、法令に違反又は交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号及び第5号に規定する場合を除く。）には、その命令に係る交付金を地方公共団体が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第13条第4項の規定を準用する。

- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

- 6 本条の規定は、事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 第16条 交付金の経理等

地方公共団体は、交付金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### 第17条 勧告・助言等

- 1 大臣は、地方公共団体に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告若しくは助言をすることができる。
- 2 大臣は、地方公共団体に対し、必要があるときは、交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第18条 その他必要な事項

その他必要な事項は、別に定めるものとする。

##### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。